

家計が急変した保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、保護者の失職、倒産、収入の激減などの家計急変により低所得となった世帯に対して高校生奨学給付金が支給されます。

【 高校生等奨学給付金 】

生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、教育に必要な経費の支援を行うために支給しています。

令和2年から、家計の急変により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯(年収見込250万円未満程度)にも給付します。

<支給額> 84,000円/年 または 129,700円/年

<支給基準> (例)両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の年収目安世帯の年収目安 250 万円以上(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税世帯, 本給付金の対象外)であった者が何らかの事情で令和2年の年収見込が目安 250 万円未満まで家計が急変。令和2年の年収見込額から計算した道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の世帯合算額が非課税相当となる場合, 本給付金の対象となります。

○ご準備いただく書類

区 分	添 付 書 類
①家計が急変したことを証するもの	離職証明書、直近の賞与証明書、家計急変前後の給与明細書3か月分など(保護者全員分)
②申立書	家計急変の事由・今後の収入状況等を記載
③税額控除等を確認できるもの	最新の源泉徴収票、課税証明など
④扶養を確認できるもの	健康保険証の写し(支給額が 129,700 円の世帯)

※申請は6月下旬以降になります。対象となる場合は事務室までご相談ください。